

自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組内容に関する調査

－「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を中心とした取組について－

平成 27 年 12 月

厚生労働省アフターサービス推進室

目次

第1章	調査報告書の趣旨	1
1	調査の趣旨	1
2	調査対象	1
3	報告書の構成	3
第2章	母子・父子自立支援プログラム策定事業の概要	4
1	目的と実施主体	4
2	事業の内容	4
	(1) プログラム策定	
	(2) 就労の促進	
3	プログラムの実施状況のフォロー	6
第3章	ヒアリング調査結果	7
1	プログラム策定に関する具体的取組	7
	(1) 資格取得を中心とした就業支援	
	(2) 職業紹介機関との連携を活かした就業支援	
	(3) 保育等の課題がある場合の就業支援	
2	各自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組	12
参考1	ひとり親家庭の現状	14
参考2	国のひとり親家庭就業支援施策	16
個別事例集	一事例に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」の取組内容	19
個別報告書	一自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組内容	
	所沢市・野田市・足立区・野洲市・寝屋川市・北九州市・(参考情報)東京都	33

第1章 調査報告書の趣旨

1 調査の趣旨

本報告書は、近年、増加傾向にあるひとり親家庭を支援する事業について、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」（以下「プログラム策定事業」という。）を中心とした自治体の取組内容等を報告するものであり、各自治体におけるひとり親家庭就業支援施策の先進的な取組内容や好事例等を広く周知することにより、他の自治体の参考資料として活用されると共に、利用を通じてひとり親家庭の生活が向上することを目的としている。

プログラム策定事業は、母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「プログラム策定員」という。）が相談者である児童扶養手当受給者の状況（生活や子育ての様子、求職活動等の取組状況、自立・就業に向けた課題等）を把握し自立目標を設定した上で、相談者のニーズに応じた生活支援や就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定する事業である。

この事業は、平成25年度の実績において、プログラム策定者の就職割合が61.8%となるなど、一定の実績を上げている一方、自治体ごとに取組内容や就職割合のばらつきがあることから、自治体における取組や就職に結びついた好事例を紹介することとした。

2 調査対象

厚生労働省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室において、プログラム策定事業の対象となり得る児童扶養手当受給者数の多い都府県（東京都、千葉県、埼玉県、大阪府及び福岡県）の中で、プログラムの策定割合が比較的高い、または、ひとり親家庭の支援のために総合的な計画等を策定・実施しているなど、ひとり親家庭の就業支援施策に積極的に取り組んでいると考えられる次ページ表の自治体を選定して¹、平成27年5月から7月にかけて、現地でのヒアリング調査を実施した。

¹ 東京都ひとり親家庭支援センターはあと飯田橋は、プログラム策定事業を実施していないが、ひとり親家庭の就業支援を行うに当たり、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用していることから、参考として調査を実施した。

また、滋賀県野洲市については、ひとり親家庭を含めた困窮者の就業支援について独自の取組を行っていることから選定した。

ヒアリング実施先一覧表

自治体名	担当部局・連絡先	ヒアリング調査訪問月日
所沢市	こども未来部こども支援課 【URL : https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shisei_joho/soshiki_gyomu/kodomomirai/index.html 】	平成 27 年 5 月 26 日
野田市	児童家庭部児童家庭課 【URL : http://www.city.noda.chiba.jp/shisei/1004157/soshiki/jidoukatei/index.html 】	平成 27 年 7 月 10 日
足立区	福祉部親子支援課 【URL : https://www.city.adachi.tokyo.jp/oyako/k-kyoiku/kosodate/hitorioya-shuro.html 】	平成 27 年 6 月 8 日
野洲市	健康福祉部子育て家庭支援課 【URL : http://www.city.yasu.lg.jp/doc/seisakusuisinbu/kouhouhishoka/2010012101.html 】	平成 27 年 6 月 26 日
寝屋川市	保健福祉部こども室（寝屋川市立総合センター設置） ² 【URL : http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/hokenfukushi/index.html 】	平成 27 年 6 月 5 日
北九州市	子ども家庭局子育て支援課 【URL : http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/kod-kosodate.html 】	平成 27 年 6 月 19 日
	北九州市立母子・父子福祉センター（一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会に指定管理） 【URL : http://www.kitakyu-boshi.com/ 】	
（参考） 東京都	東京都ひとり親家庭支援センターはあと飯田橋 【URL : http://www.haat.or.jp/ 】	平成 27 年 7 月 10 日

² 寝屋川市の担当部局名は平成 28 年 4 月以降、変更予定。

3 報告書の構成

本報告書は3章で構成している。第1章（本章）で調査報告書の趣旨（1 調査の趣旨、2 調査対象、3 報告書の構成）、第2章で母子・父子自立支援プログラム策定事業の概要（1 目的と実施主体、2 事業の内容、3 プログラムの実施状況のフォロー）、第3章は、ヒアリング調査結果（1 プログラム策定に関する具体的取組、2 各自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組）を記述している。

参考として、ひとり親家庭の現状（就業の状況、不就業の状況、児童扶養手当受給者の概要）、国のひとり親家庭就業支援施策（ひとり親家庭支援施策の体系、ひとり親家庭の就業支援事業、母子・父子自立支援員と就業支援専門員の配置）を付した。

第2章 母子・父子自立支援プログラム策定事業の概要

1 目的と実施主体

児童扶養手当受給者³の自立を促進するため、プログラム策定員⁴が個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する。その後、策定したプログラムに基づき、国が実施する「生活保護受給者等就労自立促進事業⁵」（以下「就労自立促進事業」という。）等を活用し、ハローワーク等と連携してきめ細やかで継続的な自立・就業支援を進める。

実施主体は都道府県、特別区を含む市及び福祉事務所設置町村（以下「自治体」という。）であり、必要に応じて共同実施する。また、母子家庭等就業・自立支援センター（以下「センター」という。）、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等に委託することができる。

2 事業の内容

（1）プログラム策定

自治体の担当課、福祉事務所、センターの各窓口で相談に訪れた児童扶養手当受給者のうち、自立・就業に対する意欲のある者等（以下「相談者」という。）に対し、プログラム策定事業の利用に関する意向を確認した上で、プログラム策定員が個別に面接を実施する。面接では、収入や子育て等の状況、求職活動や資格取得の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握する。その上で、自立目標を設定し、個々の相談者のニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせたプログラムを策定して支援を行う。

自立支援プログラムを策定するに当たっては、以下のように面接内容や支援経過等を明確に記載することとされている

³ 児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者は対象外。なお配偶者からの暴力の被害者であり、将来的に児童扶養手当の受給が見込まれる場合は、実施主体の判断により対象とする。

⁴ 母子・父子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務可。福祉事務所、母子家庭等就業・自立支援センター等に配置または駐在する。

⁵ 児童扶養手当受給者、生活保護受給者等を対象とし、自治体等とハローワークが共同で支援する（①個別の就労支援プランを作成、②就労支援メニューを実施、③就労による自立を目指す）。

(「母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱」)。

- ①生活や子育て、健康、収入、就業の状況、その他本人の現在の状況を理解するために必要な事項
- ②本人の自立・就業を阻害している要因及び課題
- ③自立・就業阻害要因を克服するための支援方策の内容
- ④自立目標
- ⑤支援方策実施後の経過、自立・就業の進捗状況、支援内容等に対する評価
- ⑥面接者の見解、面接者が本人に対して行った指導、助言、対応等の内容

プログラム策定の支援内容には、公共職業訓練等の受講中に必要となる生活費を補填する各種給付金の手続きに加え、子どもの保育（保育園や障害児放課後等デイサービスなど）や住居の確保（住居確保給付金や公営住宅応募の促進等）に関する調整が含まれる。

（２）就労の促進

相談者の希望に沿った就労を進めるため、必要に応じ、ハローワークと連携する。具体的には以下の手順で実施する。

- ①事業についての説明や相談者の意向を確認した上で、プログラム策定員からハローワークへ支援要請を行う。
- ②プログラム策定員が相談者に同行しハローワークの就労自立促進事業担当責任者の指示の下、就職支援ナビゲーター⁶が、相談者と面接を実施する。プログラム策定員は同席して相談者の状況を説明する。
- ③面接終了後、相談者の希望に基づいた自立目標と支援内容を決定する。
- ④必要に応じ、資格取得のための公共職業訓練等の手続きを行う。
- ⑤ハローワークが支援を開始した後は、プログラム策定員とハローワークの担当者が相互に連絡を取り合い、相談者の状況を共有する。

また、自治体ごとに区や市の無料職業紹介所や民間の職業紹介事業者と協力体制を結び、職業紹介に利用する。

⁶ ハローワークに配置され、担当者制により、求職者の相談業務や履歴書等の添削、面接指導等を行う。

3 プログラムの実施状況のフォロー

プログラム策定員は、相談者の抱える課題や生活の状況等を確認し、必要に応じてプログラム策定の見直しを行い、相談者が就業をはじめとする目標を達成した場合であっても、再度、本人から相談があった場合には、継続して対応できる体制を整える。

第3章 ヒアリング調査結果

1 プログラム策定に関する具体的取組

本調査では、プログラム策定事業を中心とするひとり親家庭就業支援の各自治体における実施事例をヒアリングした。

プログラム策定後にひとり親が希望に近い就業を実現した事例においては、いずれも、プログラム策定員は、相談者のニーズに対応して、ひとり親家庭支援の各種事業を有効に組み合わせて活用していた。また、生活や子育て、収入、健康その他について、自治体の保育課や福祉関連部署と連携し、就労するために必要な環境を整え、就労の実現に関しては、ハローワーク等の支援が効果的に行われていた。プログラム策定員は、本人の事情に変化があれば臨機応変に支援の方策を変更し、定期的に電話やメール等で状況を確認するなど、熱心なフォローを継続してきめ細やかに行っていた。

プログラム策定の12事例を面接による問題の把握、就業の希望、自立目標の決定、各種事業の利用に基づいて整理し、9頁から11頁に記載した。詳細は個別事例集を参照されたい。

(1) 資格取得を中心とした就業支援（事例(1)－①～(1)－④、9頁参照）

相談者の就業に関する希望に基づいて取得する資格（介護職員初任者研修、介護福祉士等）を決定し、ハローワークにおいて公共職業訓練の申し込み手続きを行い、受講に際して給付金（雇用保険失業給付、職業訓練受講給付金等）を利用して資格を取得していた。また、訓練受講中あるいは資格取得に関する就学中は、就労との両立が難しいことから、生活費や住宅費の負担を軽減するため、必要に応じて給付金（高等職業訓練促進給付金、住居確保給付金等⁷）や就業促進事業（介護雇用プログラム）の利用や公営住宅への応募を促していた。

(2) 職業紹介機関との連携を活かした就業支援（事例(2)－①～(2)－④、10頁参照）

プログラム策定事業の実施に当たって、自治体はハローワークとの連携に努めているほか、地域の実状に応じて無料職

⁷ 職業訓練を受ける際の給付金として、職業訓練受講給付金、訓練手当等がある。

業紹介所、民間職業紹介事業者などの関係機関とも協力体制を築いている。

具体的には、ハローワークとは主に就労自立促進事業の実施について連携を図っている。区や市が運営する無料職業紹介所とは、地域の求人を紹介する体制を築いており、また、民間の職業紹介事業者とは、個々のニーズに応じた多様な就業形態を提供する体制づくりを進めているところがあった。

(3) 保育等の課題がある場合の就業支援（事例(3)-①～(3)-④、11頁参照）

ひとり親の就業においては、子どもの預け先が見つからないために就業できない、あるいは送迎に間に合うようにするために就業条件が限定される等のケースが多く、保育への対応が課題となっている。このため、プログラム策定でプログラム策定員が保育課及び福祉部署等の関係窓口・他機関と連携を図り、「子どもの預け先が確保できるよう働きかけを行う」、「子どもがいるため残業が難しい旨など事業所に対し就業時間の条件を伝える」といった対応を取っている。

(1) 資格取得を中心とした就業支援

事例 (1)-①

支援期間	平成25年7月～平成25年10月(約3ヶ月)
世帯構成	世帯人数:6人 / 本人50代(中高生4人、他1人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年に離婚成立、実家は遠方で援助は望めない ・介護職(パート)の仕事に就いていたが、自分の将来を考え正社員の希望があり、介護資格取得の必要性を感じていた ・平成25年6月末で退職、直後に来庁
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:パートから正社員にステップアップするため、公共職業訓練で初任者研修を受講することを希望 自立目標の決定:介護職員としての就業安定 支援予定内容:雇用保険失業給付を受けながら介護職員初任者研修を受講し、介護の基本を修得後、介護職への就業支援をする</p> <p>②ハローワークへ支援要請し、同行支援する⇒公共職業訓練の介護職員初任者研修の案内を受け、申し込む ③介護職員初任者研修受講(2ヶ月) ④雇用保険失業給付を受け、生活の安定を図る ⑤受講期間中から就業先の見学など就業活動を行う ⑥見学先(介護施設)に正社員で就業 ⑦介護職員初任者研修課程修了証明書を取得</p>

事例 (1)-②

支援期間	平成22年7月～平成25年4月(3年間)
世帯構成	世帯人数:3人 / 本人30代(小中学生2人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・大学中退後に結婚し、末子出産後離婚、学校の給食調理員(非常勤)に従事 ・調理師免許所持 ・5年契約の期間満了8ヶ月前に転職相談のため来所
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:非常勤の学校給食調理員は雇用形態・収入が不安定なため、就業の確実性から看護師を希望 自立目標の決定:採用ニーズが高い国家資格を取得後、安定した雇用と収入を確保 支援予定内容:公共職業訓練を受講し、介護福祉士資格を取得</p> <p>②公共職業訓練を開講している近隣の福祉専門学校に応募⇒2年間就学 ③受講期間は電話、メールで相談者をサポートする ④雇用保険の延長措置による生活費の確保、公営住宅当選による住居の確保 ⑤卒業3ヶ月前から就職活動を始める ⑥介護福祉士資格取得 ⑦自治体運営の福祉センターに非常勤職員で就業</p>

事例 (1)-③

支援期間	平成24年4月～平成24年12月(住居確保給付金) 平成26年4月～平成26年12月(約8ヶ月)
世帯構成	世帯人数2人 / 本人30代(保育所未入所児童1人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年初頭に離婚し、無職のため就業を希望し来庁 ・平成24年4月から9ヶ月間は住居確保給付金(5万7百円)を受給し、実家の援助を受けながら就業活動を開始
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:以前から介護職に興味を持ち、人と触れ合う職種を希望 自立目標の決定:資格を取得し、就労につなげる 支援予定内容:介護職を目指す方向性を決め、介護雇用プログラムを活用する</p> <p>②就業支援窓口で介護雇用プログラムの説明を受ける ③就業の見込みがある介護雇用プログラムを利用することに決定 ④介護職員初任者研修の養成講座に通いながら、介護施設で就業(6ヶ月) ④介護職員初任者研修取得 ⑤介護施設に準正社員で就業</p>

事例 (1)-④

支援期間	平成22年4月～平成27年6月(約5年)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人30代(小学生2人、他2人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年初頭に離婚し、実家に戻り両親と同居する ・事務職で就業するが体調を崩し退職後、パートで転職を繰り返す ・無職のため就業相談で来庁。英検、中国語検定、パソコン検定等の資格保有
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:体調を崩して以降、適職に就けず、やりがいを持ってなかったが、小学校の教員になりたいと以前から希望 自立目標の決定:資格を取得し、安定した収入を得る 支援予定内容:パソコン講座でMOS資格を取得、就業相談による適職の検討と高等職業訓練促進給付金の利用、県営住宅の案内による転居</p> <p>②自治体のパソコン講座でMOS(Word・Excel)の資格を取得 ③大学の通信教育課程で3年に編入⇒2年間就学⇒教員免許を取得 ④就学中は高等職業訓練促進給付金により生活費を確保し、公営住宅に当選し、転居、独立し住居の確保を図る ⑤市の任用教員に非常勤で就業 ⑥経験を活かして県の任用教員に非常勤で就業</p>

(2) 職業紹介機関との連携を活かした就業支援

事例 (2)-①

支援期間	平成26年4月～平成26年5月(約1ヶ月)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人20代(保育所児童2人、他2人)
プログラム策定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年初頭に離婚、ヘルパー2級を取得後、介護職員(パート)で就業 ・短大卒業後に結婚、出産したため事務職等の経験なし ・短時間しか勤務できないため退職、直後に来庁
プログラム策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:安定した収入のため正社員、自宅近辺での就業を希望 自立目標の決定:ハローワークマザーズコーナーを利用して条件の良い所へ就職する 支援予定内容:ハローワークマザーズコーナーを利用する</p> <p>②看護助手を経験し看護師を目指す道があることを助言する</p> <p>③ハローワークマザーズコーナーへ支援要請する⇒プログラム策定員から看護師資格取得を見越した看護助手求人紹介依頼をする</p> <p>④就職支援ナビゲーターと面談⇒ハローワークマザーズコーナーで希望に基づいた紹介を受ける</p> <p>⑤病院の看護助手に正社員として就業</p>

事例 (2)-②

支援期間	平成26年5月(1週間)
世帯構成	世帯人数:3人 / 本人40代(高校生2人)
プログラム策定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年に離婚。担当課の窓口で就業支援、資格取得制度のチラシを見て初回相談に来庁 ・調理師免許所持 ・高校卒業後、食品の販売、調理等のパートを経て食品パック詰めの仕事に従事
プログラム策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:調理の仕事の正社員として転職を希望</p> <p>自立目標の決定:調理師の資格と経験を活かした正社員での就業</p> <p>支援予定内容:ハローワークでの就職支援ナビゲーターによる支援</p> <p>②ハローワークに同行支援する⇒ハローワークとのケース会議</p> <p>③希望条件だけでは就業先が絞れなかったが、就職支援ナビゲーターと検討し、応募する事業所を決定</p> <p>④求人条件が合致する事業所に応募</p> <p>⑤保育所の給食調理に正社員で就業</p>

事例 (2)-③

支援期間	平成25年4月～平成25年6月(約2ヶ月)
世帯構成	世帯人数:4人 / 本人30代(小学生2人、他1人)
プログラム策定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年に離婚 ・東日本大震災により被災し、失職し、被災者支援金(就業補償)で生活、3年経過後終了予定 ・前職は接客業(パート)
プログラム策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:子どもと休日を合わせられる学校給食の仕事我希望 自立目標の決定:自立した生活のため、就業する</p> <p>支援予定内容:就業補償が終了予定であることから、就業が急がれるため、無料職業紹介所登録を案内し、就業相談を実施する</p> <p>②無料職業紹介所への登録</p> <p>③無料職業紹介所の担当者とプログラム策定員が自治体運営の学校給食業務センターへ求人開拓する(事業所訪問)</p> <p>④求人状況を問い合わせる⇒募集中⇒無料職業紹介所への求人票提出を依頼する</p> <p>⑤事業所から応募に関する案内の連絡を受ける</p> <p>⑥応募手続きの指導⇒該当求人へ応募</p> <p>⑦自治体運営の学校給食業務センターへパートで就業</p>

事例 (2)-④

支援期間	平成25年10月～平成26年4月(約6ヶ月)
世帯構成	世帯人数:2人 / 本人30代(保育所未入所児童1人)
プログラム策定前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年中頃に離婚 ・合同就職説明会でプログラム策定事業を知り、子どもの発育の悩み、養育費の問題を抱えて来庁 ・介護職の経験がなく、自信が持てないでいた
プログラム策定内容	<p>①面接相談 就業の希望:子どもが幼いため日曜、祝日が休みの仕事を希望 自立目標の決定:子どもが待機児童のため保育所に入所させ、介護職としてフルタイム就労する</p> <p>支援予定内容:福祉センターの介護職員初任者研修講座を受講し、休日などの希望を優先できる地元企業の求人が多い民間職業紹介事業者の求人情報を提供</p> <p>②介護職におけるステップアップの説明と共に介護職員初任者研修講座を提案⇒受講し、資格を取得</p> <p>③履歴書・職務経歴書の作成指導</p> <p>④事業所へ応募⇒子育て等の悩みで落ち込んだ時は前向きになるようメンタル面を積極的にフォローアップ</p> <p>⑤保育所の入所に関する手続きについてアドバイス⇒入所決定</p> <p>⑥民間職業紹介事業者に同行支援⇒介護施設に紹介予定派遣で就業</p> <p>⑦正社員となる</p>

(3) 保育等の課題がある場合の就業支援

事例 (3)-①

支援期間	平成26年7月～平成26年11月(約4ヶ月)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人30代 (保育所未入所児童1人、他3人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月に離婚 保育士のパートを退職予定であり、実家からの自立が難しいことから事務職での正規雇用を目指し来庁 幼稚園、保育士資格を保有するが、本人に軽度の障害があり、資格を活かす仕事に難しい
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望: 子どもの送迎のためフルタイムの就業が難しいが、事務職での正社員就業を希望 自立目標の決定: 子どもを保育所に入所後、正規雇用で就業する 支援予定内容: 職業訓練でパソコンスキルを上げる、保育所の状況を確認し入所申請する、保育士と事務職の両面からの早期就労</p> <p>②事務職の就業活動のため公共職業訓練でIT基礎研修を受講(3ヶ月)⇒受講期間中は雇用対策法に基づく訓練手当を受け、生活の安定を図る</p> <p>③子どもは保育所の一時預かりを利用</p> <p>④子どもに発達障害の疑いが見つかる⇒プログラム策定員が子どもの相談機関、保育課に対応と預け先を問い合わせる</p> <p>⑤混合保育枠で入所</p> <p>⑥求職活動日に応募する</p> <p>⑦設計業の事務職に正社員で就業</p>

事例 (3)-②

支援期間	平成26年3月～平成26年10月 (約7ヶ月)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人30代 (小学生2人、他2人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年初頭に離婚 金融機関に勤務後、長期の専業主婦を経てアルバイト 子どもに発達・知的障害があり、短期雇用を繰り返す
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望: 子どもの特別支援学級送迎のため短時間の仕事を希望 自立目標の決定: 短時間勤務(アルバイト)からフルタイム勤務(正社員)を目指す 支援予定内容: 勤務時間を確保するための放課後デイサービスの情報提供、パソコン講座受講によるスキルアップ、面接対策実施</p> <p>②仕事の選択肢を広げるため、パソコン講座(エクセル3級検定講座)を受講⇒受講中はコンビニエンスストアで短時間勤務(アルバイト)</p> <p>③自立するため、フルタイムで就労ができる方法を検討</p> <p>④障害児放課後等デイサービスプログラム策定員が見学⇒本人に紹介⇒施設見学に行く⇒障害児放課後等デイサービスを利用</p> <p>⑤履歴書・職務経歴書の作成・添削・面接指導をする</p> <p>⑥パソコンのスキルを活かせる求人情報を提供する</p> <p>⑦機械器具販売会社の事務職に正社員で就業</p>

事例 (3)-③

支援期間	平成25年11月～平成26年7月(住居確保給付金) 平成25年10月～平成26年11月(約13ヶ月)
世帯構成	世帯人数 3人 / 本人30代 (小学生1人、保育所児童1人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年中頃離婚 離婚後は保育所に子どもを預け、実家の商店を手伝う 他の就業経験はアルバイトのみ
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望: 保育所の送迎に合わせた勤務時間の事務職で正社員就業を希望 自立目標の決定: 子どもの保育所の送迎に間に合う安定した収入につながる就労 支援予定内容: PC講座を活かした仕事をハローワークの求人票を中心に探す</p> <p>②住居確保給付金(5万円)を受給</p> <p>③実務経験の不足を補うため、公共職業訓練でOA事務・簿記科のPC講座を受講(3ヶ月)</p> <p>④就業支援窓口を利用⇒営業事務に採用⇒採用時の条件と異なり残業を課せられ、子どもの送迎に支障が出たため、3ヶ月で退職</p> <p>⑤再来庁⇒就業希望に関する詳細な聞き取り⇒就業支援窓口で2ヶ月間求職活動⇒プログラム策定員が事業所に求人条件を確認する</p> <p>⑥製造業の事務職に正社員で就業</p>

事例 (3)-④

支援期間	平成26年4月～平成26年9月(約5ヶ月)
世帯構成	世帯人数:5人 / 本人40代 (小学生1人、保育所児童1人、他2人)
プログラム 策定前 の 状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年初頭に離婚、離婚前は専門職で勤務 転勤を機に保育所に子どもを預けたが、子どもにストレス性障害が発症し、一緒に過ごす必要性を感じ退職
プログラム 策定内容	<p>①面接相談 就業の希望: 子どもと過ごす時間の確保と共に、職種は看護師を希望するが、費用を工面できないのではないかと悩む 自立目標の決定: 高等職業訓練促進給付金を利用し、看護師資格を取得する 支援予定内容: 高等職業訓練促進給付金を案内し、ハローワークマザーズコーナーを利用する</p> <p>②面談で子どもの様子を聞く⇒退職後は元気になり、楽しく生活している</p> <p>③正社員は夜勤があるため、看護の職場を実際に体験することを提案する⇒看護師資格取得の金銭補助制度がある病院に応募する方針を固める</p> <p>④ハローワークマザーズコーナーへ支援要請⇒面談を実施⇒看護助手の正社員として就業が決定</p> <p>⑤プログラム策定員のフォローアップ⇒児童扶養手当の申請がないため、来庁による手続きを促す</p> <p>⑥児童扶養手当申請の来庁時に面談⇒児童扶養手当の支給を始め、ひとり親対象の各支援を活用した看護師資格取得の案内を実施する</p>

2 各自治体におけるひとり親家庭就業支援の取組

ひとり親家庭就業支援を実施している各自治体の特徴的な取組を一覧表にした。(1) 自治体における取組は、ひとり親家庭を対象とする各事業の独自・単独実施、プログラム策定員の配置や相談受付時間の土日開設など、特徴的な取組を示し、(2) ハローワーク等との連携は市役所内の窓口開設や無料職業紹介所と実施する求人開拓など他機関との協力体制をまとめた。

自治体名	(1) 自治体における取組	(2) ハローワーク等との連携
所沢市	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親家庭生活情報」を作成しホームページで公開 (https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyouiku/hitorioya/hitorioyaseikatujocho.html) ・児童扶養手当関連書類の送付時のリーフレット同封 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク所沢と隣接している利便性を活かした就業支援を実施
野田市	<ul style="list-style-type: none"> ・独自事業として「ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業」を実施 (http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kosodate/teate/1000374.html) ・パソコンの貸出がある就業支援パソコン講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・無料職業紹介所(市役所内)と求人開拓を行い、「野田市雇用促進奨励金」などの雇用助成の説明を実施 (http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kosodate/teate/1000373.html)
足立区	<ul style="list-style-type: none"> ・「高等職業訓練促進給付金等事業」の給付期間を独自に延長 ・「自立支援教育訓練給付金事業」の給付割合を独自に延長 ・「高校卒業程度認定試験合格支援事業」の給付割合を独自に拡充 (https://www.city.adachi.tokyo.jp/oyako/k-kyoiku/kosodate/hitorioya-shuro.html) ・各事業の利用者の感想を相談カウンターに掲示し、広報周知を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「足立就職支援コーナー」(区役所内設置)、ハローワーク足立、マザーズハローワーク日暮里等と就業までの期間に応じた相談支援を実施
野洲市	<ul style="list-style-type: none"> ・「野洲市母子父子家庭児童入学等支度金事業」などの単独施策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭を含む生活困窮世帯の中学生を

	<p>(http://www.city.yasu.lg.jp/doc/siminkenkoufukusibu/kosodate/hitorioya.html)</p> <p>・働きながら資格を取得する「介護雇用プログラム」の利用、「住居確保給付金支給事業」等をひとり親の生活環境整備に活用</p>	対象とした学習支援事業を実施
寝屋川市	<p>・プログラム策定員を児童扶養手当担当に配置し、児童扶養手当の受給手続きから就業支援まで一体的な支援を実施</p> <p>(http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/hokenfukushi/kodomo_situ/kodomotantou/1378273862374.html)</p>	・ハローワーク枚方マザーズコーナーと緊密な協力体制を築き、児童扶養手当現況届申請時にマザーズコーナーの出張窓口を開設し、利用を促進
北九州市	<p>・「高等職業訓練促進給付金等事業」の独自加算</p> <p>(http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/file_0164.html)</p> <p>・ひとり親家庭合同就職説明会の実施</p> <p>・一般財団法人母子寡婦福祉会の運営（北九州市から母子・父子福祉センターの管理受託）による就業支援事業</p> <p>北九州市立母子・父子福祉センター</p> <p>(http://www.kitakyu-boshi.com/)</p> <p>プログラム策定事業の成功事例集の編集発行</p> <p>就業支援講習会等</p>	<p>・ハローワーク、福岡県子育て女性就労支援センター、民間職業紹介事業者への同行支援</p> <p>・マザーズハローワーク北九州と連携した就職相談会の実施</p>
東京都	<p>・就業相談（月～土、日祝は電話相談のみ）、就業支援、職業紹介、面接や応募書類作成のアドバイス、「生活保護受給者等就労自立促進支援事業」の活用</p> <p>(http://haat.blogdehp.ne.jp/category/1907035.html)</p> <p>・就業支援講習会（パソコン講習会）の開催、メールマガジンの発行、ホームページなどでひとり親に対する広報を積極的に実施</p>	・「生活保護受給者等就労自立促進事業」の活用で都内各ハローワークと協力関係にあり、初回相談の際に同行支援している

参考1 ひとり親家庭の現状

平成22年の国勢調査によると、ひとり親世帯は213万552世帯、そのうち母子、父子のみで構成されるひとり親家庭は84万4,661世帯に上る。内訳として母子のみで構成される世帯は75万5,972世帯（89.5%）、父子のみで構成される世帯は8万8,689世帯（10.5%）である。前回調査（平成17年国勢調査）から母子世帯は0.9%増加、父子世帯は3.9%減少している（平成17年国勢調査の母子世帯74万9,048世帯、父子世帯9万2,285世帯）。

1 就業の状況

平成23年度の全国母子世帯等調査では、ひとり親家庭の就業状況に関して、母子世帯の母の80.6%が就業しているながら、非正規が52.1%、そのうちパート・アルバイト等が47.4%である。父子世帯の父は91.3%が就業し、非正規が10.0%となっている。

また、母子世帯の母の平均年間就労収入は181万円であり、父子世帯の父（360万円）の約半分となっている。さらに母子世帯の母のパート・アルバイト等の平均年間就労収入125万円は、正規の職員・従業員等（270万円）の半分以下である。母子世帯の多くが就業しているながら、財政的に厳しい状況に置かれている（表1）。

表1 ひとり親家庭の就業状況

	母子世帯の母	父子世帯の父
就業	80.6%	91.3%
正規	39.4%	67.2%
非正規	52.1%	10.0%
パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
派遣社員	4.7%	2.0%
自営業	2.6%	15.6%
不就業	15.0%	5.3%
平均年間収入	223万円	380万円
平均年間就労収入	181万円	360万円
正規の職員・従業員	270万円	426万円
パート・アルバイト等	125万円	175万円
平均年間世帯収入	291万円	455万円

注1 平均年間収入は、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額

注2 母子家庭の母自身あるいは父子家庭の父自身の就労による収入

注3 世帯収入は、同居親族の収入を含めた世帯全員の収入

平成23年度全国母子世帯等調査（厚生労働省）より厚生労働省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室作成

2 不就業の状況

母子世帯の母で不就業15.0%のうち、9割近く（88.7%）が就業を希望しているが、就職していない（できない）理由として、求職中が4割近く（38.2%）を占めている（図1）。

前回調査（平成18年度全国母子世帯等調査）より、求職中または職業訓練や技能取得中など、就職に向けた活動が増加している。一方、育児（子どもの世話をしてくれる人がいない）や時間、年齢、収入など条件面での不一致を理由としている割合が減少している。以上を踏まえて、前回調査より、就職する意欲のある母が、就業に向けて前向きな取組を行う状況に変化していると推察できる。

3 児童扶養手当受給者の概要

児童扶養手当制度⁸の受給者数は平成4年度以降増加傾向にあり、平成25年度末の受給者数は107万3,790人に上る（母：100万3,878人、父：64,923人、養育者：4,989人）（図2）。

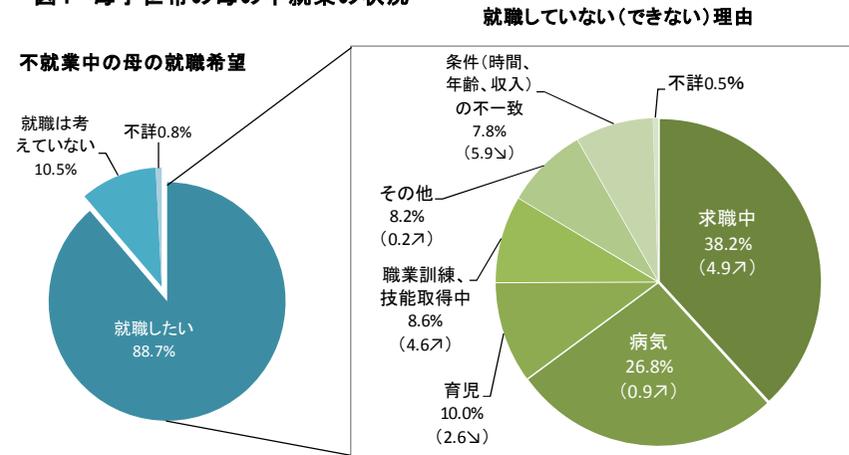
対象者はひとり親の母・父⁹、養育する者（祖父母等）であり、平成27年度においては、手当月額は全部支給42,000円、一部支給41,990円～9,910円となっている（所得制限は児童と2人世帯で全部支給130万円未満、一部支給130万円以上365万円未満）。

児童2人以上の加算額は2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円であり、一例として、2人の子どもがいる3人世帯の全部支給は47,000円となる。

⁸ 支給主体は都道府県、市及び福祉事務所設置町村、費用負担は国3分の1、市及び福祉事務所設置町村3分の2。

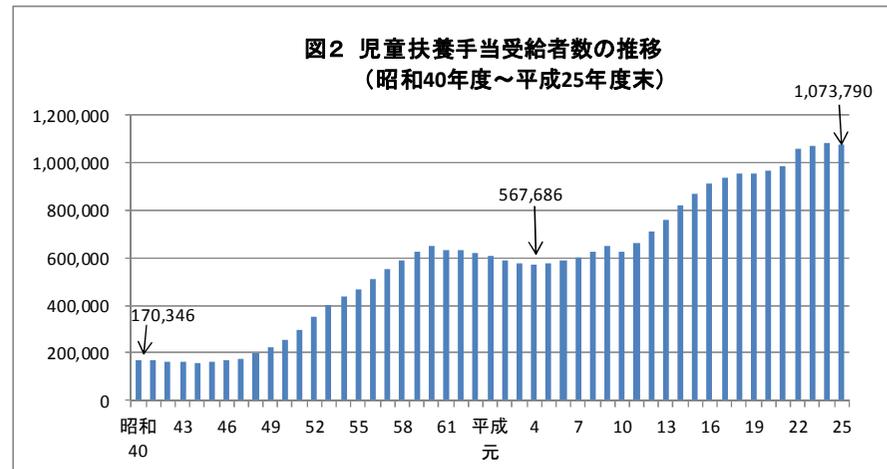
⁹ 平成22年8月より支給対象者に父子家庭を含めた。

図1 母子世帯の母の不就業の状況



平成23年度全国母子世帯等調査（厚生労働省）より厚生労働省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室作成

* 右グラフ()は前回調査（平成18年度全国母子世帯等調査）からの増減比



注：1）平成22年度から、父子家庭の父を支給対象とした。

2）平成22・23年度末は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

3）平成24年度末は、「生別母子世帯 その他」「生別父子世帯 その他」に、それぞれの「DV保護命令世帯」を含む。

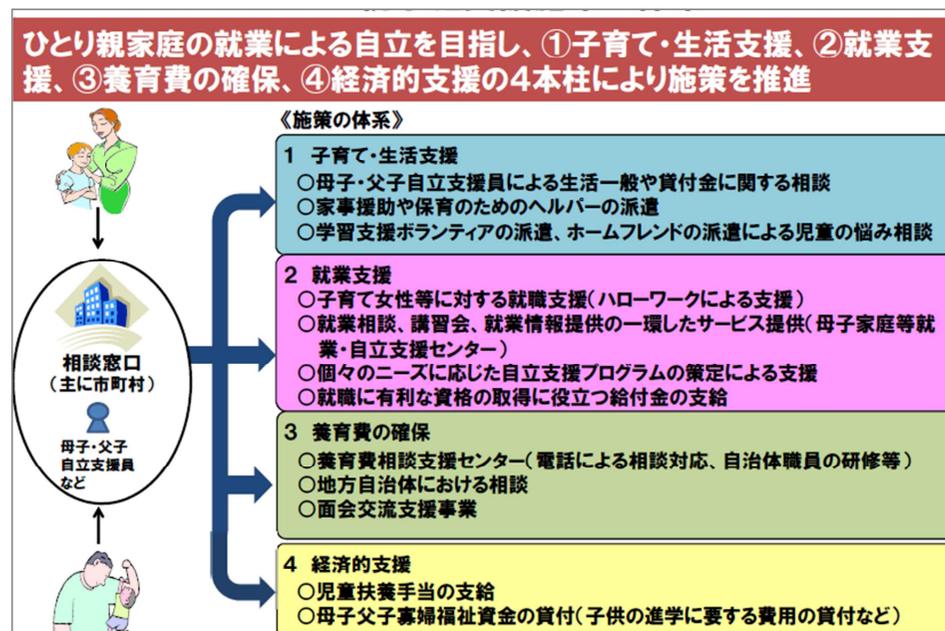
厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室作成

参考2 国のひとり親家庭就業支援施策

1 ひとり親家庭支援施策の体系

国はひとり親家庭の自立支援策として平成14年に「就業・自立に向けた総合的な支援」として施策を強化し、現在に至るまで「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費の確保」、「経済的支援」の4本柱により支援を推進している（図3）。施策に関する近年の経過として、平成24年には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立し、平成25年に施行された。さらに平成26年に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「児童扶養手当法」が改正されるに伴い、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との供給制限の見直しなどが実施された。

図3 ひとり親家庭支援施策の体系



出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局発表資料「ひとり親家庭等の現状について」（平成27年4月20日）

2 ひとり親家庭の就業支援事業

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業は「母子家庭等就業・自立支援センター事業」「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「自立支援教育訓練給付金事業」「高等職業訓練促進給付金等事業」「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」があり、母子家庭等に係る特別対策として位置づけられている（平成27年度現在）。これらの事業は大別すると就業相談等

（「母子家庭等就業・自立支援センター事業」「母子・父子自立支援プログラム策定事業」と給付金等（「自立支援教育訓練給付金事業」「高等職業訓練促進給付金等事業」「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」）に分類することができる（18頁表2参照）。ひとり親が希望（早期に就業する、または職業訓練を受けて希望に近い職種で就業する、など）に応じた事業を選択し、多様な支援を受けることが想定されている。

3 母子・父子自立支援員と就業支援専門員の配置

多様な支援メニューを組み合わせ、個々の実情に応じた総合的な支援を行うために、主に地方自治体（市）の窓口において相談窓口のワンストップ化が推進されている。相談窓口には母子・父子自立支援員と就業支援専門員¹⁰が配置され、関係機関との連携を図るコーディネーターとしての役割を担っている。ひとり親の多くが非正規雇用で働き、稼働所得が少ないため、個々の状況に応じた就業支援メニューを組み合わせることで、就業を軸とした的確な支援を提供することを目的としている。

¹⁰ 支援メニューを組み合わせ、総合的・包括的な支援を行うワンストップの相談窓口を設置し、必要とする家庭に必要な支援が届くよう相談支援体制を構築することを目的として、就業支援専門員の配置が推進されている。

表2 ひとり親家庭就業支援に関する主な事業の概要

	就業相談等		給付金等		
事業名	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子・父子自立支援プログラム策定事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
創設年度	平成15年度～	平成17年度～	平成15年度～	平成15年度～	平成27年度～
実施主体	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村(他機関への委託可)	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村(他機関への委託可)	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村
費用負担	国1/2、自治体1/2	国10/10	国3/4、自治体1/4	国3/4、自治体1/4	国3/4、自治体1/4
支援対象	ひとり親(母子家庭の母及び父子家庭の父)	児童扶養手当受給者	条件(①児童扶養手当受給者もしくは同等の所得水準にある、②雇用保険に加入していない、③就業経験、資格の取得状況等から事業の利用が就業に必要と認められる)のすべてに該当するひとり親	児童扶養手当受給者もしくは同等の所得水準にあるひとり親	児童扶養手当受給者もしくは同等の所得水準にあるひとり親
支援・事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就業支援(就業相談、企業の意識啓発、求人開拓の実施等) ・就業支援講習会(就業準備、資格取得のためのセミナー等) ・就業情報提供(求人情報提供、電子メール相談等) ・地域生活支援(生活支援、養育費相談の実施等) ・在宅就業推進 ・面会交流支援 等 	自立支援プログラム策定員(母子・父子自立支援員と兼務可)が面接に基づいた状況把握によって、支援メニューを策定する。状況に応じてハローワークと連携し個々のニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う。	地方公共団体が指定する教育訓練講座(①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座、②就業に結び付く可能性の高い講座、③都道府県等の長が地域の实情に応じて指定した講座)を受講後、対象講座の受講費用の一部を支給する。	経済的自立に効果的な資格(特定の資格)を取得するために2年以上養成期間等で就学する場合、生活費の負担軽減のため給付金を支給すると共に、入学時の負担軽減のため養成機関修了後に給付金が支給される。対象資格は都道府県知事等が地域の实情に応じて定める。 対象資格例: 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座含む)を受講し、修了及び合格した時に受講費用の一部を支給する。
			支給額は対象講座の20%、上限10万円。	支給額は高等職業訓練促進給付金: 月額10万円(住民課税世帯は月額7万500円)、上限2年。高等職業訓練修了支援給付金: 5万円または2万5千円。	

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課発表「ひとり親家庭等の支援について」(平成27年4月)より厚生労働省政策統括官付政策評価官室アフターサービス推進室作成